

多田院鳴動と満済

木村太陽

とではなかつたのかと考えるようになった。そこで今回はそのことに関して論述を行うこととした。

はじめに

多田神社は兵庫県川西市に鎮座し、前近代においては清和源氏の始祖である源満仲の廟所として多田院と呼ばれていた。その多田院が鳴動するという事象が起ころのは足利尊氏以降のことであり、また今のところ史料上で確認できる鳴動の最後の事例は、足利義昭が將軍であつた戦国期（元亀三（一五七二）年）までである。

多田院鳴動が起つたことが確実な史料で確認される室町時代において、その際に幕府が取つた対策が読み取れる、当時醍醐寺座主および三宝院門跡という地位にあつた満済が記した『満済准后日記』の記事を追つてみると、多田院鳴動の際とその他の祈祷の際には差違が確認できた。

先に提出した修士論文では多田院鳴動が起つた理由として、足利氏が將軍家ではあつたが、決して源氏嫡流とされるような家柄では無かつたために、その嫡流としての正当性をいわば公に表明し、また強調するためには必要なものであつたこと、そのことは公武統一政権としての室町幕府および朝廷にとつても必要であつた、としました。しかし修士論文を作成する中で、その多田院鳴動は公武統一政

応永三十二（一四二五）年から三十四年にかけて起つた多田院鳴動については『満済准后日記』に記録されている。その筆者満済は当時醍醐寺座主および三宝院門跡という地位にあつた。

その満済がそのような詳細な記録を残すに至つたのには、満済が京都において行われていた祈祷において重要な立場にあつたことが大きい。將軍家と強い結びつきをもつた満済が多田院鳴動の際の祈祷において重要な立場にあつたことからは、行われた祈祷がそのまま始祖の廟所の鳴動に対する足利氏の対応としてのものであつたことは明らかであるが、そのように満済が京都においての武家主催の祈祷の責任者になるまでには、満済が登場する以前に醍醐寺と三宝院門跡というものが霸權を確立していく過程があつた。その過程を追うことが多田院鳴動が起つた当時の幕府がおかれていた政治的背景を見ていく上でも重要なことであると考えたため、また当時満済が統括者という立場の下で行つていた祈祷についても多田院鳴動の際の祈祷との差違などを比較するため、この章では森茂暁氏の著作⁽¹⁾を基に論述することにする。

醍醐寺の院家の一つである三宝院は南北朝期、満済から数えて五代前の門跡賢俊以降醍醐寺を一括支配していた。それを成し得た背

景には賢俊以来室町殿（将軍）との強固な結びつきを築いたことがある。醍醐寺自体は鎌倉時代より「関東護持」の役割を担つていたが、当時それに当たつては三宝院と並ぶ有力院家の報恩院であり、また建武新政下では報恩院文觀が後醍醐天皇の庇護をうけていた。つまり満済が権勢を振るうまでには、鎌倉幕府の滅亡と建武新政の崩壊を経なければならなかつた。文觀が後醍醐天皇の護持僧として建武政権下で醍醐寺の霸者になつてゐたことが、結果としてはたなばた式に醍醐寺の霸權を三宝院門跡の下にもたらしたが、その上で三宝院賢俊は当時室町幕府を樹立しようとしていた足利尊氏に近づいていくこととなつた。賢俊が醍醐寺に霸權を確立するにはいまだ不完全で、新たな後見が必要であつたし、尊氏は南朝に対抗するため持明院統（光厳上皇）とのつながりを欲つしていた。賢俊が持明院統と親しい日野家の出身であつたことから両者の利害関係は一致し、両者の結びつきは当然のことながら強まり、賢俊は尊氏個人の護持僧となる。

そもそも護持僧とは天皇の日常の居所である内裏清涼殿二間に夜居し、その呪力によつて天皇への邪氣を払い「聖体安穏・宝祚延長」を祈念する主として天台・真言両宗の僧侶の一群のことであつた。鎌倉時代には先にも述べた報恩院が関東（鎌倉幕府）護持を行つていたことから、すでにその後の武家護持僧の原型は形作られていたと考えられる。觀応三年（一三五二）年以降、賢俊が武家における護持僧の筆頭となり中心的な位置を占めているのは、觀応の擾乱に勝利した尊氏の支援があつたからであろう。また賢俊は同時に天皇

（公家）護持僧でもあつた。当時公家と武家は賢俊を媒介として精神的に結ばれていた、と言えよう。

尊氏の周辺に編成された護持僧に期待されたもう一つの役割として、これまで朝廷の主催で行われてきた五壇法を武家主催に切り替えたことがある。五壇法とは五つの護摩壇（中壇は不動法、脇壇は降三世法、軍荼利法、大威德法、金剛夜叉法）をしつらえて、五壇一齊に祈祷を行うという密教修法の一つで、病氣治癒や平産など身體的なものから兵乱鎮定や天変地妖の祈禳など国家的なものまで多様である。五人の阿闍梨の宗派は天台・真言両宗に限定される。史料的には十世紀前半から十六世紀前半まで、平安時代から戦国時代までの約六〇〇年間にわたつて公家や武家などで行われた。五壇法は中世にもつとも盛んに行われた修法であつたが、それは決して硬直した性格の密教修法ではなく、時代の変革や要請に応じて柔軟な変容を遂げつつ変革していくものだと言える、先の五人の武家護持僧がこの修法の受け皿となつた。賢俊自身は鎌倉幕府が滅亡する直前の正慶二（一三三三）年に朝廷の主催する五壇法で、最末の金剛夜叉法を担当していて、南北朝時代に入つてから建武四（一三三七）年二月七日に「天下静謐」のために各本坊で始行された五壇法では金剛夜叉法を担当し、その後も継続的に脇壇を担当していた。足利尊氏が觀応の擾乱に勝ち抜いた觀応三年以降からはずつと中壇不動法を担当するようになる。

さて、満済が弱冠十八歳で三宝院門跡となつたのは応永二（一三九五）年十一月二日のことであり、その翌月の十二月二十九

日には醍醐寺座主の地位にもついた。満済がそれらの地位を手に入れるまでまた後にも義満は多大なる支援を行つてゐる。満済は今小路基冬の子として永和四（一三七八）年七月に誕生したものと考えられ、幼少期に義満の猶子となつた。猶子とは仮の親子関係を結んだ子の謂で、所領の相続を伴う養子とは異なる擬制的関係とされている。室町殿（将軍）が上流公家の子弟を猶子として仏門に入れることは少なからずあり、室町殿による一種の政治的な措置であつた。なぜ満済が義満の猶子となつたかについては、満済の繼母（満済は基冬の子として誕生したが、やがて実の兄師冬の養子となつたため）に当たると思われる女性が、義満の室日野業子に祇候していたことが関係していたと思われる。入室先は義満と関係の深い三宝院（妻で義持・義教の生母慶子が三宝院門跡坊官大谷安芸法眼の娘）であったと思われる。三宝院門跡に就任した後、応永一（一三九五）年十二月一日、満済が京都法身院に移住した際や、同年同月一七日、建武五（一三三八）年八月に足利尊氏が三宝院賢俊に寄進して以降、三宝院門跡が別当職を相伝していた六条八幡宮への満済の拝社の際に、義満が同道していたことからもその寵愛ぶりがうかがわられる。

満済が武家護持僧としての立場を明確にしたのは四代将軍義持の時代になつてからのことであつた。応永十五（一四〇八）年八月二十七日、義持は自筆書状によつて満済を自らの護持僧（正式な武家護持僧）に任命した。さらに満済は翌応永十六年八月三日に後小松天皇護持僧（公家護持僧）にも任命されている。こうなると満済

は將軍と天皇の両方の護持僧を兼ね、しかも仏教界のトップの地位を占めたわけで、その発言力と影響力は抜群であつたと言える。

では当時の武家護持僧とはどのような職務を行つていたのか。まして変わつており、一定であつたわけではない。『満済准后日記』応永二十八（一四二一）年正月八日条に「当年、護持僧一人未補の間、五人参賀」と見え、ここから当時の定員が六人であつたと考えられる。出身宗派は天台・真言の密教であり、人數的な比重では天台の寺門派が大きく、これに真言の醍醐・小野派と天台の山門派が続くかたちとなつてゐる。まず義持初期の護持僧として、山門派の桓教（岡崎）、天台座主）、寺門派の尊経（常住院）、道意（聖護院）、増忠（実相院）、それに醍醐小野派の満済（三宝院）、聖快（地蔵院）、良什（竹内）が加わり、道意の欠を埋める形で定助（華頂）が加わる。要するに六人体制を堅持してゐたことがわかる。加えて、醍醐派の持円（地蔵院）と寺門の増詮（のち義運、実相院）と満意（如意寺）が後に顔を見せるようになる。また、義持の護持僧の願意について見ると、「二星合変異」・「天変地妖」・「地動」（地震）・「天氣以下無為」というようなほどんど室町殿にとつての国家的災厄を祈禳する目的であつたことがわかる。

この武家護持僧の中での満済の役割であるが、満済はこれらの護持僧たちを統括する立場にいたようである。祈祷を命じる義持の命令はまず満済にもたらされ、満済の手を通して他の護持僧たちに触

れ遣わされた。『満済准后日記』の応永二十二年九月三十日条に見える「室町殿護持僧交名」とは、室町殿の祈祷要請に応じて満済が提出した担当候補者リストであつた可能性が高い。満済は義持期にあつてはこうした室町殿護持体制の中心に位置し、室町殿の護持を主管していたものと見られる。また尊氏の時期より武家により行われるようになつた五壇法は、義持の時代十九年半の間に二十八回の実例が見られ、そのほとんどが幕府の主催であり、幕府の施設である「北山殿」・「三条御所」・「室町殿」において催行されたが、まれに「小河殿」（足利滿詮、養徳院）で行われた例や、さらに「禁裏清涼殿」でのケースもあり、公家主催であつたころの痕跡をとどめている。その願意は不明の例が多いが、病氣の平癒（紀良子・義持・義量）を主体とし、これに「天下変異」・「二星合」・「地震」などが加わり、護持僧の場合と重複するものもある。

では、その武家護持僧により幕府側で主催されるようになつた五壇法を修する際、阿闍梨はどのようにして選ばれたのか。このことは五壇法の主導権の問題と絡んでくる。『満済准后日記』応永三十四（一四二七）年六月五日条によると、最初に①満済が阿闍梨候補者六人の名を記した「五壇法阿闍梨交名」を折紙の形で義持に注進し、②義持が「五壇法阿闍梨交名」に「爪天」を懸けて五人の阿闍梨を選定する。③義持は五壇法の開白日（開始の日）と結願日（終了する日）を「五壇法阿闍梨交名」の端に記して満済に返却する。④五つの壇の担当者が決まつたら満済は各人に触れ遣わす。そして⑤満済のもとに担当予定者たちから諾否の返事（請文）が到来

する。この記事からは満済のかかわりが基礎資料（「五壇法阿闍梨交名」）の提出にとどまり、人員の最終決定権は義持にあつたと考えることができる。また五壇法の開始（陰陽家の占いによる）と終了の日取りまで義持が決めている。つまり各段を担当することが決まった僧たちに、その旨を書状で触れ遣わし承認を得るのが満済の役目であった。実例としては応永三十三年十月七日に開始された室町殿五壇法で、不動法担当の定助（華頂・寺門）、降三世担当の祐巌（隨心院・醍醐・小野）、祐巌は病氣未平癒で理性院宗觀と交代）、大威徳法担当の良什（竹内・山門）、金剛夜叉法担当の興繼（慈尊院・勸修寺）に対して満済は室町殿の仰せを奉する形で文書を個別に遣わし、依頼された者たちは返事（請文）をそれぞれ満済に届けている⁽²⁾。義持によつて発令された五壇法は満済の手によつて実行に移されたといつてよい。

このように室町幕府の五壇法の修法は、満済の果たす役割に負うこところが大きかつたが、決して満済に完全委託されていたのではないく、修法の発起や阿闍梨の人選など主要な部分を義持が掌握しており、実質的には義持の主導の下に行われていたと見なければならぬ。

二、鳴動への対応

さて、先ほど五壇法の実例としてあげた十月七日の記事から二十二日後、『満済准后日記』の応永三十三（一四二六）年十月

二十九日、三宝院満済の下に室町幕府奉行人松田対馬守が使いとしてきた。「先月二十三日・二十四日・二十五日の三日間、多田院御廟が鳴動し、特に二十五日は一日のうちに十ヶ度の鳴動が起こった」という報告であつたという。そこでお祈りをするようにとの命令である。そして前に起こつたときと同じく各寺院へもお祈りをするよう触れ遣わすようになるとのことだ⁽⁴⁾。」このようにこの時の鳴動に関する記事ははじまる。この命令を受けた満済は晩に入つて通達する書状を用意し、明くる明け方早く伝え、明日より祈祷を開始するとしている。その通達先是聖護院・青蓮院・如意寺・隨心院・実相院・淨土寺・地藏院・竹内・宝池院・大覺寺とあり、さらに続けて俊尊僧正・定助僧正・宗觀僧正・隆寬僧正・興繼僧正・成基僧正ともあり、その他にも「聖護院以下・青蓮院以下・大覺寺以下」等にも祈祷をするようにとしている⁽⁴⁾。

ここで先ほどの武家護持僧の例と比べると、この中には先の十月七日からの五壇法に参加していた定助（華頂）・宗觀（理性院）・隆寬（水本）・興繼（慈尊院）と、その時病気が未だ治つていなかった宗觀と交代した隨心院祐巖や良什（竹内）・道意（聖護院）・增詮（実相院）・滿意（如意寺）・持円（地藏院）等も確認できる。なお応永三十一年の鳴動の際に祈祷を行うよう満済からの伝達を受けているのは、聖護院・如意寺・実相院・淨土寺・地藏院・竹内・金剛乘院・岡崎僧正・若王寺・理性院・大覺寺門跡・金剛輪院等で、応永三十四年の鳴動の際には、聖護院・青蓮院・如意寺・成就院・華頂・淨土寺・地藏院・竹内・金剛乘院・大覺寺門跡・東寺・妙法院・勸

修寺僧正・興繼僧正等であり、少々の差違はあるもののほぼ同じ寺院・院家であり、多田院鳴動に際しての祈祷を行う寺院や僧たちについても、ある程度の編成がなされていたと考えるべきである。これら多田院鳴動の場合の祈祷では、五壇法の場合のような護持僧等だけの限られた人数で行うのではなく、それらの護持僧たちに加えて『満済准后日記』の中で指定されている各寺院単位で行うためには、「聖護院・青蓮院・如意寺…【以下略】」等の寺院名が列記されているのであり、また実際それらの寺院および僧たちにより祈祷が行われ、二十一日にすべての祈祷が終了したことが報告されている⁽⁵⁾。

ところでこの記事では十月二十九日・翌十一月一日に幕府から使としてきたのは松田対馬守（貞清）であるとしている（「松田対馬守為御使來」・「今日又松田対馬守為御使來申云」）。その松田対馬守は同書応永三十四年十一月十四日条以下の記事から、この時起こつた多田院鳴動の際にも遣わされていることがわかる（「今朝以松田対馬守被仰出様」）。さらに遡つて同書にて満済が記録した鳴動の例としては初めてのものとなる応永三十二年閏六月十三日条以下の鳴動の際に遣わされているのは、松田主計である⁽⁶⁾。この応永三十二年に遣わされた松田主計と応永三十三・三十四年に遣わされた松田対馬守貞清は兩人とも室町幕府奉行人である（在職期間はそれぞれ、主計允応永二十五（一四一八）年～応永三十二（一四二五）年・松田対馬守（対馬入道）応永三十一（一四二四）年～嘉吉三（一四五三）年である）。

森茂暁氏によると、「公武統一権力による祈祷依頼の伝達」にか

かわる奉書は、伝奏廣橋兼宣によるとされている⁽⁷⁾。この二者がつかい分けられているのはなぜであろうか。森茂曉氏の見解からは多田院鳴動が「公武統一権力による祈祷」では扱えない事例であるということになるのであろうか。

伊藤喜良氏・瀬田薰氏によると武家伝奏とは、幕府側の官位、装束の詰問、任官、伊勢大神宮職の執奏等の公武の申次を行ふことを任務とし、有力寺社にはそれぞれ訴訟を取り扱う伝奏が設置されていて、これらの補任権は、幕府の同意のもと朝廷が行っていたといふ存在であり、王朝勢力がその内部に組み込まれていた義満政権においては、それを支えるグループの一つとして、無視できない存在であり、義満と幕府奉行人との間の命令・伝達に介在していたとする⁽⁸⁾。これだけでは今の段階で多田院鳴動の際とその他の祈祷の際とで伝達者が違うのか、はつきりとした答えを出せないが、幕府内で多田院鳴動の際とそれ以外の祈祷の際とでは、その祈祷の性格などにより伝達を行う役目について役割分担ができるていたことをうかがわせるものではないかと考えている。

まとめ

このように京内の仏教勢力の多田院鳴動に際しての対応を満済は記録しているわけであるが、それは満済の立場上、また鳴動そのものの性質上そして何よりも実際に幕府から伝達が行われているという記述からも、それはそのまま室町幕府の取った対応でもあると言

える。

多田院鳴動は室町幕府と朝廷の公武統一政権下において必要であつたばかりでなく、その両者を精神的に結びつけていた存在であるとも言える満済を代表とする当時の仏教勢力が、自らの存在を印象づけるためにも必要なことであつたのかもしれない。

文明四（一四七二）年に起こつた鳴動によつて、祀られている源満仲に土御門天皇宣命により従二位追贈という事態にまでなる。これが当時としても異例なことであつたことは、それを記録する『親長卿記』などの公卿の記録からもわかるが、その中には公卿たちの言葉として「佳例」という文言が散見される（たとえば『親長卿記』文明四年八月十一日条「但就大樹之先規佳例⁽⁹⁾」）。この「佳例」という文言が使われていたのは、多田院鳴動という事象が史料上において初めて確認できる文書である応永二十二（一四一五）年十一月六日付の足利義持御判御教書⁽¹⁰⁾である。

鳴動事、為佳例上者、弥可抽祈禱精誠之状、如件
応永廿二年十一月六日
(花押)

多田院住持

この初見史料において、多田院からの報告を受けた当時の将軍義持は、「鳴動のことはよき例なので」祈禱にまじこころを尽くすことを命じている。「佳例」という文言はこれ以降も多田院鳴動に対しても将軍による御教書・御内書に用いられている。つまりこの文言は

おそらくとも応永年間以降、足利氏の始祖の廟である多田院に対し、

それを嫡流たる子孫として管理する責務のある足利氏が、その始祖

の声に対しての応えとしての祈祷を命じる際の文言として用いられ

ていたものであつた。ところが文明四年にいたつては朝廷内でもす

でに当たり前のこととして用いられるようになつてゐたのである。

ここに幕府と朝廷の関係の深化がみられることは明らかであり、そ

ういう意味ではこの従二位追贈という異例の事態は、その公武の一

体化という状況下では必要であり、当然なことであつたとも言いう

る。

註

(1) 森茂暁『ミネルヴァ日本評伝選』満済 天下の義者——公方ことに御周

章一』ミネルヴァ書房 二〇〇四年

(2) 『満済准后日記』三八二頁～三八五頁、十月五日条以下。

(3) 『満済准后日記』三八八頁～三八九頁、十月二十九日条。

(4) 『満済准后日記紙背文書』には、十一月九日付で祈祷の結願と巻数による報告の旨を了解したとする良什からの書状と、同日付で同じ内容で、さらに巻数は「松田対馬守方に遣わす」とある増詮からの書状が収録されている。

僧正良什書状

自朔日御祈、來廿一日可為結願之由、可存知候、御

卷數事、同承候了、每時重可申入候、誠恐謹言、

十一月九日 良什
大僧正増詮書状

自朔日御祈、來廿一日令結願、卷數可遣

松田対馬守方之由奉候了、可令存知候也、恐惶敬白、

十一月九日 増詮

(5) 同前。三八八頁～三九三頁、十一月一日条以下。

(6) 同前三一一頁、閏六月十三日条以下。

(7) 前掲書八三頁。

(8) 伊藤喜良「応永初期における王朝勢力の動向」(『日本歴史第三〇七号』)および、瀬戸薰「室町期武家伝奏の補任について」(『日本歴史第五四三号』)を参照。

(9) 『親長卿記』一〇一頁～一〇二頁、文明四年八月十一日条。

公卿会議の際ににおける、源満仲への贈位位階についての一文節。まず位階について尋ねられた公卿たちの返答をまとめてあり、関白右大将公敦は従一位、日野前内大臣勝光と勧修寺新大納言教秀は従二位もしくは正三位、廣橋大納言綱光と親長は正二位がそれぞれ適当であるとしたという。ただ中院大納言通秀によると「武家御佳例」の時は正三位が贈位されることが通例でありまた多かつたと言つてゐるが、天皇(後土御門帝)のお考えも、今回の場合は従二位を贈位すべきだということが記されており、この中陰大納言通秀の「御佳例」文言と、本文中に引用した「但就大樹之先規佳例」という文節からは、當時多田院鳴動が、公卿たちの間でも「佳例」である

という認識が存在していたことが伺えるものであると考えた。

(10)『多田神社文書』三七四頁。文書番号（二六〇）応永廿二年十一月六

日付足利義持御判御教書

参考史料

『多田神社文書』川西市編集専門委員会

『かわにし 川西市史第四巻』二七五頁～四七七頁 兵庫県川西市

一九八三年

『満済准后日記紙背文書』東京大学史料編纂所

『満済准后日記紙背文書』家わけ第十九 醍醐寺文書別集 満済准后日記紙背文書

之一 東京大学出版会 一九八三年

『親長卿記』増補「史料大成」刊行会 『増補「史料大成」』四一

親長卿記一 『増補「史料大成」』四三 親長卿記三 臨川書店 一九六五年